

平成26年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(レ)第3号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・山口簡易裁判所平成25年(イ)第211号)

口頭弁論終結の日 平成26年3月5日

判

決

横浜市

控 訴 人

ライフカード株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

山口市

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主

文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 原判決主文第1項は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）との間で、継続的に金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律

第115号による改正前のもの。以下同じ。) 1条1項による制限を超過する部分(以下「制限超過部分」という。)を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、ライフは、当該過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、ライフの権利義務を承継した控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金34万0872円及びこれに対する過払金発生時から平成25年6月24日までの民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息(以下「法定利息」という。)9万6874円の合計43万7746円並びに上記過払金に対する同月25日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める事案である。

(2) 原審は、控訴人に対し過払金33万9752円及びこれに対する過払金発生時から平成25年6月24日までの民法所定の年5分の割合による法定利息9万6508円の合計43万6260円並びに上記過払金に対する同月25日から支払済みまでの同割合による法定利息の支払を求める限度で被控訴人の請求を認容し、その余の請求を棄却したところ、控訴人が上記請求認容部分を不服として控訴した。原判決中、被控訴人の請求を棄却した部分については、被控訴人は不服申立てをしておらず、当審の審理判断の対象となっていない。

2 本件の前提事実、争点及びこれに関する当事者双方の主張は、下記3のとおり当審における主張を付加し、下記(1)、(2)のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2、3(原判決2頁5行目～4頁3行目)に記載されたとおりであるから、これを引用する(ただし、「原告」を「被控訴人」と、「被告」を「控訴人」とそれぞれ読み替える。以下同じ。))。

(1) 原判決2頁10行目～11行目の「ライフとの間で、金銭消費貸借基本契約(ライフ・マスターカード契約)に基づいて」を「ライフとの間で、平成12年12月28日、継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借に係る基本契約を締結し、これに基づき」に改める。

(2) 原判決3頁7行目の「態勢」を「体制」に改める。

3 当審における主張

(控訴人の主張)

仮に、ライフ及び控訴人が本件取引による過払金の受領につき民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、同条前段所定の法定利息を付すべき始期は、本件訴状送達の日翌日又は本件取引終了の日翌日である。

(被控訴人の主張)

控訴人の上記主張は争う。

第3 判断

1 当裁判所も、被控訴人の本件請求は、原判決が認容する限度で理由があるものと判断する。その理由は、次のとおり補正するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1～3（原判決4頁4行目～5頁17行目）に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁26行目末尾の次に、改行の上、「控訴人は、法定利息を付すべき始期は、本件訴状送達の日翌日又は本件取引終了の日翌日である旨主張するが、法定利息は過払金発生時から発生すると解すべきであるから（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）、その主張は採用できない。」を加える。

(2) 原判決5頁10行目の「制限内で」を「制限利率により」に改める。

(3) 原判決5頁11行目の「利息制限法所定の」を「利息制限法4条1項所定の」に改める。

(4) 原判決5頁13行目の「過払金利息」を「法定利息」に改める。

2 よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。なお、当審において、仮執行免脱宣言は相当でないから付さない。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官

山 本 善 彦

裁判官

宮 寄 秀 典

裁判官

林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成26年 3 月 26 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 森 山 泰 成

